

以上百二十餘里、自京大津へ加三里定、宿在之

永祿元午潤六二十四日寫之

〔續日本紀三十一〕寶龜二年十月己卯、太政官奏、武藏國雖屬山道、兼承海道、公使繁多、祇供難堪、其東山驛路、從上野國新田驛達下野國足利驛、此便道也、而枉從上野國邑樂郡經五箇驛到武藏國、事畢去日、又取同道向下野國、今東海道者、從相模國夷參驛達下總國、其間四驛、往還便近、而去此就彼、損害極多、臣等商量、改東山道屬東海道、公私得所、人馬有息、奏可、

〔新編常陸國誌〕行路

海道 海道ハ東海ノ大道ナリ、伊賀伊勢以東本國ニ至ルマデ十五箇國皆東海道ノ域ニ屬ス、故ニ往來ノ大道コレヲ海道ト稱ス、古代石背石城ノ國イマダ陸奥ニ隸セザリシ間ハ、東海道ニ屬ス、故ニ今ニ至テ石城、石瀬、菊多、岩崎等ノ四郡呼テ海道四郡ト稱ス、陸奥國中ニ海道ノ稱アリシコトハ、日本後紀ニ、弘仁二年四月乙酉、廢陸奥海道十驛、更於通常陸道置長有高野二驛ト見エタルニテタシカナリ、海道ノ十驛トイヘルハ、本國多珂郡奈古曾關ヲ越テ菊多郡ニ入シヨリ、海道四郡ト稱セル内ノ驛家ヲイヘリ、更ニ長有高野ノ二驛ヲ置トイヘルハ、白河郡ノ内ニテ、本郡久慈郡ニ通ズル道ナリ、

〔屠龍工隨筆〕古への東海道は駿河、甲斐、伊豆とつゝきたれども、後に街道のつけ替りたるゆへ、甲斐國は通はざるなり、

〔釋日本紀秘訓〕東山道 ミナノ

〔倭訓栞中編二十七〕やまのみち 東山道をいふ、日本紀北山抄にみゆ、今中山道といふ、

〔簾中抄下諸國〕東山道 八ヶ國 これもあつまち

〔典籍解題十四別紀〕東山道 ひうかしのやまのみち、又ひうかしのみち、又うめつみち、記西宮又山の道、

東山道